

一般廃棄物収集運搬業者 研修会テキスト

令和5年2月21日

宮崎市環境部環境指導課

廃棄物処理法における 一般廃棄物収集運搬業 の位置づけ

廃棄物処理法

(以下「法」という)

目的

廃棄物の排出抑制
廃棄物の適正処理
生活環境の清潔保持

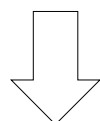
生活環境の保全
公衆衛生の向上

法第6条の2 (抜粋)

市町村は、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬しなければならない。

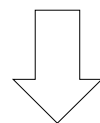
point!

一般廃棄物の処理責任は宮崎市にある。



しかし…

全てを直接（あるいは委託して）処理（収集運搬、処分）することは現実的に困難。

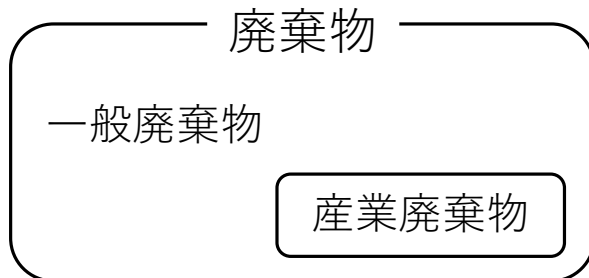


だから…

民間事業者に許可を付与することにより、宮崎市の一般廃棄物の適正処理体制を確保する。

廃棄物とは？

一般廃棄物収集運搬業者が扱う「一般廃棄物」を改めて知る前に、そもそも「廃棄物」が何かを知る必要があります。



そして、一般廃棄物と産業廃棄物の区分の知識は、無許可営業や施設の無許可設置といった、重大な法違反を防ぐのに必要な知識です。

法第2条第1項 (抜粋)

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。

point!

占有者が自分で利用したり他人に有償で譲渡することができないために不要となった（価値がない）もの。廃棄物でないもの（有価物）には、法は適用されない。

【判断基準（例）】

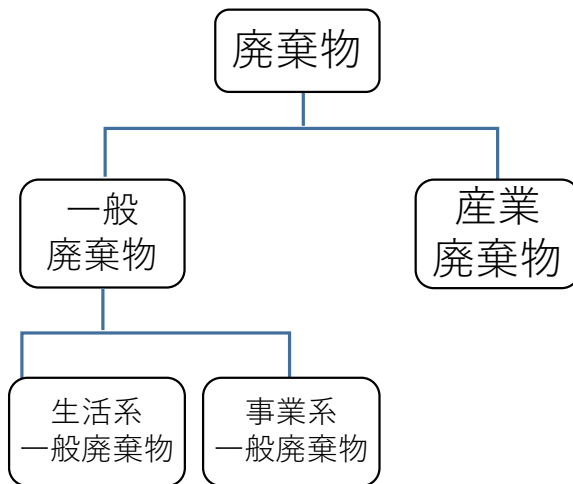
- ・物の性状…利用用途に求められる品質があるか
- ・排出の状況…適切な保管や品質管理がされているか
- ・通常の手扱い形態…製品としての市場が形成されているか
- ・取引的価値の有無…占有者と相手方との間で有償譲渡がなされているか
- ・占有者の意思…占有者が適切に利用し、又は有償譲渡する意思があるか

※判断に迷う際は環境指導課にご相談ください。

一般廃棄物 (=産業廃棄物以外)

「一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。つまり、産業廃棄物が何なのかを理解しないと、一般廃棄物が何なのかは理解できません。

【廃棄物の分類図 (概略)】



法第2条第2項 (抜粋)

「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物。

point!

産業廃棄物の中身がわかれば、一般廃棄物の中身もわかる。

法第2条第3項 (抜粋)

「産業廃棄物」とは、事業活動(※)に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類など(全20種類ある)。

事業活動

製造業や建設業等に限定されるものではなく、オフィス、商店等での事務作業、商業活動や、水道事業、学校等の公共的な事業も含む。

産業廃棄物

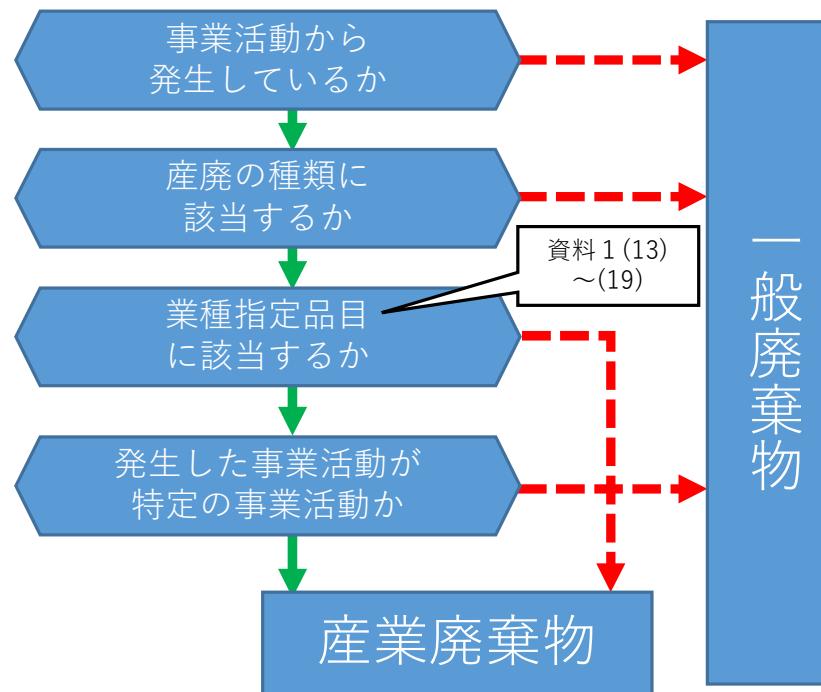
「産業廃棄物」は、事業活動に伴う廃棄物で、20種類に分けられますが、特定の事業活動から生じる品目（業種指定品目）がありますので、注意が必要です。

例えば「木くず」は業種指定品目ですが、特定の事業活動（建設業、解体業など）から生じたものでない（小売業で用いた木製看板など）場合、産業廃棄物には該当せず、一般廃棄物（事業系一般廃棄物）となります。

（資料1参照）

産業廃棄物・一般廃棄物の判断フロー

→ Yes
- - - No



一般廃棄物の 収集運搬の基準

法令における収集運搬基準は、市が収集運搬する場合に遵守すべきものとして定められていますが、一般廃棄物収集運搬業者も遵守する必要があります。

収集運搬業者が遵守できておらず、生活環境の保全に支障が生じている場合は、事業停止命令や許可の取消しといった行政処分が課されるのみならず、最悪の場合は法に定める罰則（罰金、懲役刑など）の適用のおそれもあるので、注意が必要です。

収集運搬基準

事業全体を通しての共通事項

飛散、流出

・防止（あってはならない）

悪臭、騒音、振動

・生活環境保全上支障がない措置

運搬車・容器

・飛散、流出、悪臭漏れのおそれなし

積替え

・**場所**：周囲に囲い、積替え場所の表示
・**防止措置**：飛散、流出、地下浸透、悪臭発散、ネズミ・ハエ・蚊等の害虫発生

保管（※積替えの場合のみOK）

・運搬先が決められている
・適切に保管できる量以内
・性状に変化のないうちに搬出
・保管場所にも基準有（資料2）

一般廃棄物収集運搬業 の許可の基準

一般廃棄物収集運搬業者が守るべき基準は、収集運搬基準のほかに、許可基準があります。

施設に係る基準のほか、申請者の能力に係る基準、欠格要件などがあり、いずれかに抵触すると許可をすることができません。

特に能力に係る基準のうち、経理的基礎の部分は、安定した収集運搬体制の維持に不可欠ですので、経営健全化に努めることが非常に重要となります。

許可基準

許可の前提

- 市による一般廃棄物の収集が困難
- 一般廃棄物処理計画に適合

運搬車、容器、保管施設

- 飛散、流出、悪臭、地下浸透のおそれなし

申請者の能力

- 事業を適格に遂行する知識・技能
- 事業を適格に遂行する経理的基礎

資料3

欠格要件（抜粋）

- 破産後復権していない
- 禁固以上の刑後5年未満
- 環境法令違反で罰金以上の刑後5年未満
- 廃棄物処理法等違反による許可取消後5年未満
- 不正、不誠実な行為のおそれがある

行政処分 罰則

これまでみてきた様々な基準に適合しなくなった場合や、法が定める義務を怠ったり、禁止されている行為を行ったりした場合には、事業停止や許可の取消しといった行政処分を課されるおそれがあります。

また、違反の態様や影響の大きさによっては罰則が適用され、罰金刑や懲役刑が課された場合、刑に服しても、社会的信用は著しく損なわれ、その後の事業にも大きな影響を残すこととなります。

「やってはいけないこと」を的確に把握しておくことが大切です。

行政処分

事業停止命令

- ① 違反行為をしたとき、他人に違反行為を要求、依頼、示唆、幫助したとき
- ② 収集運搬基準、許可基準に適合していないとき

許可の取消し

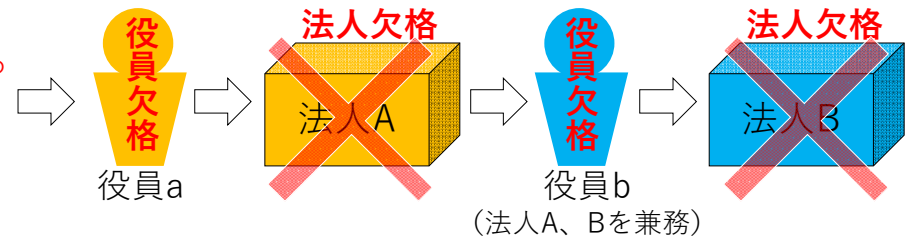
- ① 重大な違反行為（法第25条（後述）など）をしたとき
- ② 役員等が①に該当したとき
- ③ 違反行為をしたとき、他人に違反行為を要求、依頼、示唆、幫助したときで、特に情状が重い
- ④ 欠格要件に該当したとき
- ⑤ 不正な手段で許可を取得したとき
- ⑥ 収集運搬基準基準、許可基準に適合していないとき

必ず取消し

場合によっては取消し

役員の兼務

役員aによる
重大な
違反行為！



罰則

第25条 (抜粋)

最大懲役5年 or 罰金1,000万円

(両方もあり得る)

① 無許可営業

→許可なく産業廃棄物を収集運搬

② 不正手段による許可取得

③ 事業範囲の無許可変更

→許可なく扱う廃棄物の種類を変更

④ 事業停止命令違反

⑤ 名義貸し禁止違反

⑥ 不法投棄禁止違反

(未遂を含む)

⑦ 野外焼却禁止違反

(未遂を含む)

「魔が差した」
「気の迷い」
では済まされない

第32条 **最大罰金3億円**

従業員が違反行為を行った場合でも、会社（法人）に罰金刑が課されることがある。

【参考】環境省HPより

